

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 4 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 7 月 3 0 日)

○開催日時 令和 3 年 7 月 3 0 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)
日程第 2	報告第 2 号	農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準)
日程第 3	報告第 3 号	農地法第 4 条の許可書の交付について
日程第 4	報告第 4 号	農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
日程第 5	報告第 5 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
日程第 6	報告第 6 号	農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について
日程第 7	議案第 1 号	農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について
日程第 8	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 9	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 1 0	議案第 4 号	別海町農用地利用集積計画の決定について
日程第 1 1	議案第 5 号	現況証明願いについて

○出席委員（25名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞	友	薫
8番	加	藤	真	純	9番	島	山		子
10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀		均
12番	中	村	繁	男	13番	小	島		敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤	和	広
16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林		武	雄
24番	伊	藤	一	吉					

○欠席委員（2名）

5番	石	毛	剛
25番	竹	花	新吉

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
総務担当	主事	佐	藤	美稀

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎	茂
----	---	---	---	---	----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 1 番 及 川 哲 夫 ⑩

議席 2 番 山 崎 茂 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 14 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 5 番石毛委員、25 番竹花委員の 2 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。1 番及川委員、2 番山崎委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 7 件ございます。1 号から 3 号まで農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 1 号で提案し御審議していただく予定です。4 号、6 号及び 7 号につきましては、本年 6 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関

係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。5号は農用地の価格等について意向が一致したため、町長への要請は行わず、北海道農業公社との売買が成立した案件でございます。4号から7号までの今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、不成立。次号から7号までのあっせん候補者は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、
円。

第5号、あっせん対象地、一 外 筆。計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、
円。

第6号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格
円。

第7号、あっせん対象地、一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。売買価格、
円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第1号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。4号から6号につきましては8番加藤真純委員、7号につきましては24番伊藤委員。それでは4号から6号につきまして加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、4号の さんですが5号の さんが経営者でありまして、 さんの離農に伴いまして近隣の農家で買っていただくようにな

りまして、[]さんは父親でありまして、4号は[]さん、5号は[]さんの持ち分で売買等事業でありますので北海道農業公社に買い上げていただく案件です。6号は[]さんの離農に伴いまして近隣3件の農家に使っていただくようにまとまりまして、今回北海道農業公社に買い上げをしていただくようになった案件です。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、7号を伊藤委員お願いします。

○24番 伊藤委員

はい、[]さんの案件でございますが、農地売買等事業で売買することになりました。近隣の農家と調整も整っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8の2の（3）の規定により報告する。本件は全部で7件ございます。全件、農地所有者の申出により所有権移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]一外筆、計[]m²。農地の所有者、[]

番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。次号から4号までのあっせん委員は同文ですので朗読を省略します。

第2号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。

第3号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一外筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。

第4号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一外筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。

第5号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一外筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。次号及び7号の農地の所有者とあっせん委員については同文ですので朗読を省略します。

第6号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一、計 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。

第7号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、一外筆、計 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号から7号まで全案件8番加藤真純委員お願いいたします。ただし、6号につきましては、の案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは加藤委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

報告第1号のさんとさんの離農に伴うあっせんの結果、さん、さんそれぞれ3名の方を買っていただくもので、北海道農業公社の買上げにならなかった土地の案件でありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては5月31日開催の第12回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年6月25日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、7月16日に現地調査を行いました。報告内容について、第1号は、砂の計画高4, 849 m³に対して出来高971 m³。第2号については、土の計画高17, 116 m³に対して出来高9, 000 m³、火山礫の計画高0 m³に対して出来高1, 000 m³。第3号については、砂の計画高10, 340 m³に対して出来高8, 500 m³、火山礫の計画高7, 801 m³に対し出来高2, 000 m³、土の計画高8, 125 m³に対し出来高0 m³です。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきまして、10番大内委員をお願いいたします。

○10番 大内委員

はい、今月16日に加藤真純委員長、中洞委員及び事務局職員と見てまいりました。1号の[]さんのところですが西別川の側の畑で細長い土地です。採り終わったところはきれいに整地されていまして。種はまだ蒔かれておりませんが続きを採るということですので問題ないと見てまいりました。2号の[]さんの件ですが、これも西別川に隣接した畑でありまして、きれいに整地されていましてが播種はまだです。奥はまだ採って行くということですので問題ないと見てまいりました。3号の[]さんですが、この畑もきれいに整地はされておりました。続きを採るということで播種はされておりましたが問題ないと見てまいりましたので審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長(小野会長)

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は42件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長(小野会長)

日程第6 報告第6号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

報告第6号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外

の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は3件の報告がありました。いずれも農地等利用状況について適正に利用している旨の報告を受けております。また、その他の要件につきましても満たしていると考えております。決算期、受理日につきましても記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、1号につきましては 委員の案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第6号につきましても質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあつせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は3件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者であつせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1号から3号まで同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あつせんの申出者及び農用地の所在等、あつせんの申出者とあつせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省

略いたします。申出のあった日、令和３年７月１４日。２農地中間管理機構を含めた調整経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。３当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第１号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第１号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第１号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第１号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第８ 議案第２号

○議長（小野会長）

日程第８ 議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第１号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、合計 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から３０年間です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、—外筆、合計m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から30年間です。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地、。許可を受けようとする土地の表示、—外筆、合計m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は万円となっていますが、農地以外の宅地、雑種地、建物を含む金額となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、—外筆、合計m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は円で、宅地を含んだ金額となっております。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、—外筆、合計m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、経営の主体である長男に贈与するため申請するものである。譲受人は父より贈与を受けるため申請するものである。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては16番内藤委員。2号につきましては9番畠山委員。3号、4号につきましては10番大内委員。5号につきましては4番市川委員。それでは、1号につきまして内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、説明いたします。さん親子の使用貸借で、これまでも使用貸借していましたが、期限到来による再設定となります。よろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

続いて2号を畠山委員お願いします。

○9番 畠山委員

はい、さんとさんの親子間の使用貸借ですが、今までも使用貸借

していましたが、期限到来による再設定となっています。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続いて3号、4号を大内委員お願いします。

○10番 大内委員

はい、3号の さんの畑ですが2つの団地に分かれておりまして、 住所のところと 住所。この 住所のところは、演習地の近隣の移転対象地区内にあるところで、50ヘクタールくらいあります。ここを見に行った時はゲートがありまして入ることはできませんでしたが、草はまだ収穫されておりました。 住所のところは、すべて草は刈り取られていた状態です。4年前くらいに さんが さんに売り渡すのを計画しているらしいとのことで、 さんに近隣の農家に売っていただけないでしょうかと話をしたのですが、値段が違いすぎると交渉させていただけませんでした。今回、農地等売買事業等の縛りも無くなりましたので、このような形で出てきたものと思われます。残念ですが、3条ですので仕方がないのかなと思っております。4号の さんはコントラ事業と育成の預託をしていたのですが、コントラ事業は さんに譲りまして、育成の預託もやめるということでございます。以上です。

○議長（小野会長）

続いて5号について、市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい。 さんですが、長男に一部贈与するということです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

続きまして日程第9 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可

申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]－[]。面積、[] m^2 の内 [] m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量4,241 m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地の[]、砂利採取販売業、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外筆。面積、[] m^2 の内 [] m^2 。契約内容と目的は同上です。計画内容、砂採取量9,017 m^3 。転用基準と土地利用計画は同上です。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地[]、砂利採取販売業、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]－[]。面積、[] m^2 の内 [] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂・火山礫・土採取。計画内容、砂採取量外合計3万1,102 m^3 。転用基準、土地利用計画は同上です。所有者氏名、[]番地、[]。転用者氏名、[]番地、砂利採取販売業、[]。以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては10番大内委員。2号につきましては8番加藤真純委員。3号につきましては10番大内委員。

それでは1号と3号の説明を大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

1号3号共に、報告第4号で完了報告のあった土地の奥の土地についてまた採取するということです。特に問題ないと思って見てきましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続いて2号の説明を加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

こちらも継続の案件でありまして、位置としては畑の端であり、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第３号の委員説明が終わりました。ここで議案第３号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第３号を原案のとおり許可することに決定します。

（１０時５０分から１１時００分まで休憩）

◎日程第１０ 議案第４号

○議長（小野会長）

日程第１０ 議案第４号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第４号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５の１の（６）による計画について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項により決定を求める。

本件は全部で４０件ございます。内訳は、所有権の移転が３９件、利用権の設定が１件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第１号から第４号までは報告第１号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第１号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和３年８月２日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和３年９月１４日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第４号までの対価の支払い期限、次号から第３１号までの利用目的、次号から第３９号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第２号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第３号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第４号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第 5 号、所有権の移転を受ける者、番地、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、札幌
市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長
小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、円。対価の
支払い期限、令和 3 年 9 月 3 0 日。

次号から第 3 1 号までの所有権の移転をする者は同文ですので朗読を省略
します。

第 6 号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 、計 m²。所有権の移転の内容、対価、
円。対価の支払い期限、令和 3 年 9 月 3 0 日。

第 7 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有
権の移転をする土地、— 外 筆、計 m²。所有権
の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和 3 年 9
月 2 9 日。

次号から第 2 0 号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略しま
す。

第 8 号、所有権の移転を受ける者、の、
。所有権の移転をする土地、
外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、
円。

第 9 号、所有権の移転を受ける者、番地、
。所有権の移転をする土地、—
外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、
円。所有権の設定をする土地の所有権の移転をする者以外の権原者等、釧
路市緑ヶ岡 5 丁目 6 番 9 号 北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店 電
力部長 齊藤幸則。権原の種類、地役権。

第 1 0 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。
所有権の移転をする土地、— 外 筆、計 m²。所有
権の移転の内容、対価、円。

第 1 1 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所
有権の移転をする土地、— 外 筆、計 m²。所
有権の移転の内容、対価、円。

第 1 2 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。
所有権の移転をする土地、— 外 筆、計 m²。所
有権の移転の内容、対価、円。

第 1 3 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。
所有権の移転をする土地、— 外 筆、計 m²。所有権
の移転の内容、対価、円。

第14号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第15号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第16号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第17号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第18号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第19号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第20号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第21号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年10月31日。

第22号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年10月31日。

第23号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年9月29日。

次号から第28号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略します。

第24号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。対価の支払い期限、令和3年9月29日。

— 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 25 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 26 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 27 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 28 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 29 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 10 月 31 日。

第 30 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 9 月 29 日。

第 31 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 9 月 29 日。

次号から第 38 号までは報告第 2 号と内容が重複しますので所有権の移転の内容から朗読します。

第 32 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、 円。対価の支払い期限、令和 3 年 11 月 30 日。

次号から第 39 号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略します。

第 33 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、 円。

第 34 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、 円。

第 35 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、 円。

第 3 6 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
円。

第 3 7 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
円。

第 3 8 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
円。

第 3 9 号、所有権の移転を受ける者、
番地、
。所有権の移転をする土地、
一 外
筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、
番地の、
。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、
円。調整委員、加藤和広委員と大内委員。

続いて、利用権の設定です。

第 1 号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
一、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、
。設定
する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、採草放牧地として利用。始期、
令和 3 年 8 月 2 日。終期、令和 6 年 5 月 3 1 日。借賃、年間 円。
借賃の支払いの方法、毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座に振り込むものとする。
当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、畠山委員と内藤委員。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 4 号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第 1 号から
第 3 8 号につきましては報告第 1 号及び報告第 2 号で説明済であるものと、
北海道農業公社の買戻案件であるものですので事務局説明のみとさせていただきます。
それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の 3 9 号につきましては 1 5 番加藤和広委員。利用権設定の 1 号につきましては 9 番畠山委員。

ここで所有権の移転の 5 号と 6 号につきまして の案件ですので
農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び別海町農業委員会会議規則第 1 4 条
の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは所有権の移転の 5 号と 6 号につきまして質疑を受けたいと思います。
何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の５号と６号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。所有権の移転の８号につきまして 委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは所有権の移転の８号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の８号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。所有権の移転の３７号につきまして 委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは所有権の移転の３７号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の３７号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

それでは所有権移転の３９号につきまして１５番加藤和広委員お願いいたします。

○１５番 加藤和広委員

元々は休農した の さんの農地で、当時は隣接の方々の取得希望がなく、少し離れた さんが取得したのですが、昨年 さんがより近場の農地を取得できたので、こちらを手放したいという話になりました。西春別班含めて調整したところ、隣接の が規模拡大を進めているということで取得することになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の１号につきまして９番畠山委員お願いいたします。

○９番 畠山委員

５月総会で さんの土地を さんが賃貸するという利用集積計画を承認しましたが、１筆漏れがあったため、今回その１筆を賃貸するものです。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第４号の委員説明が終わりました。ここで議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第４号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第１１ 議案第５号

○議長（小野会長）

日程第１１ 議案第５号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第５号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出された

ので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]ー[]、面積 [] m²。利用状況、雑種地。
所有者、[] 番地の []、[]。

第2号、所在、[]ー[]、面積 [] m²。利用状況、原野。
所有者、[] 番地の []、[]。

第3号、所在、[]ー[] 外筆、面積 [] m²。利用状況、
宅地、雑種地。所有者、[] 番地の []、[]。

第4号、所在、[]ー[]、面積 [] m²。利用状況、山
林。所有者、[] 番地の []、[]。以上で議案第5号の内
容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当た
られた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては7番中洞委員。
2号につきましては12番中村委員。3号につきましては10番大内委員。
4号につきましては8番加藤真純委員。

それでは1号につきましては7番中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明します。7月16日に大内委員と加藤真純委員と事務局とで現
地を見てきました。[]さんは5年前に離農してしまして、4月総会
でも住宅周りの非農地証明をしましたが、今回の地番についてはその時点
では中山間の交付金の受益地となっていたため、まとめて申請ができません
でした。今回、本地番が受益地から外れたので申請ということになりました。
現地につきましては雑種地であると見てきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第2号につきましては12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

説明します。5月の農地評価の際に西春別班全員で見てきました。道路と
防風林に挟まれている細長い土地で、笹藪と立木で覆われておりました。よ
ろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第3号につきましては10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

[]さんは営農を中止しておりまして、現在もそこに住まわれておりま
す。今回申請があった場所は、住宅周り、住宅から舗装道路に出るまでの
道になっている場所であり、宅地と雑種地で問題ないと見て参りました。よ
ろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第4号につきましては8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

16日に見て参りました。この土地は木がたくさん生えており明らかに山林でありました。以上です。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第14回総会を閉会します。